

第5回大阪府市規制改革会議

日 時 平成 25 年 12 月 17 日（火曜日）午後 2 時 45 分～午後 5 時

会 場 大阪市公館 1 階 レセプションホール

出席委員（6 名）

会 長 堺屋 太一（作家、元経済企画庁長官）

副会長 上山 信一（慶應義塾大学総合政策学部教授）

小幡 寛子（公認会計士・税理士小幡寛子事務所）

福田 隆之（NPO 法人政策過程研究機構理事）

余語 邦彦（ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授）

吉川 富夫（元公立大学法人県立広島大学経営情報学部教授）

招聘した学識経験者等（1 名）

校條 浩（ネットサービス・ベンチャーズ・グループ マネージング・パートナー、
大阪市特別顧問）

欠席委員（2 名）

岸 博幸（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授）

原 英史（（株）政策工房代表取締役社長）

（堀井副理事） ただいまより第5回大阪府市規制改革会議を開催させていただきます。当会議の定足数は委員の半数以上とされておりまして、本日は8名中、岸委員及び原委員を除く6名の先生方にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しています。本日は外部有識者として大阪市特別顧問の校條浩さんをお呼びしていますのでご紹介します。

それでは、配付資料について確認します。第5回配付資料一覧を表紙にしまして、資料1「大阪府市規制改革会議提言（案）（環境エネルギー・経済産業分野）」、資料2「官官規制について（地方自治法等による自治体規制）」、資料3として福田委員から提案のありました「規制改革のアイデア（主にインフラの民間開放の観点）について」、参考資料として、「規制改革会議検討スケジュール」でございます。

参考として、前回までご議論いただきました「大阪をもっと「楽しいまち」にー2015 年に向けたキックオフ提案ー」と題しました、楽しいまちづくりに関する府市規制改革会議提言を置かせていただいています。前回の修正点を踏まえた内容で知事・市長には報告しています。過不足はないでしょうか。

それでは、この後の会議の進行を堺屋会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（堺屋会長） 今日の会議は2時間ですがよろしくお願いします。先ほど、上山副会長と私とで楽しいまちづくりに関する提言について記者会見を行いました。10大提案、10大イベントとこのを中心にして議論になりましたけれども、これを実現するために具体的な方法があるのかということが議題になりました。ぜひ2015年までに進めさせていただきたいと考えています。

では、議題1として環境エネルギー・経済産業に関する議論をしたいと思います。事務方から説明をお願いします。

(吉田政策課長) 資料1の「大阪府市規制改革会議提言(案)」の資料に基づき、説明します。
前回までは楽しいまちづくりの提言について議論しましたが、今回は、前回の会議の場でも意見交換いただきました環境エネルギー・経済産業分野について、議論を踏まえて、提言(案)を整理しましたので、それについてご審議いただきたい。

2ページに構成を書いています。5部立てにしており、序章ではこの提言を行う必要性、第1章で環境エネルギー・経済産業部門で、それぞれ規制緩和を提案する背景について簡単に記載しています。各提案項目ごとに主旨・根拠・内容・効果等を第2章、第3章で整理し、第2章は国への提案、第3章は府市への提案となっています。最後に参考資料として、今まで先生方からいただいたご提案や事業者からの意見を入れています。

3ページに書いているのが序章で、この分野での規制緩和の必要性ということで、基本的にこの規制改革会議、先生方及び事業者からご提案ご意見をいただき、それについてどういうふうに処理するかということを議論して、提言に結び付けて行くというスタイルを取っています。本件につきましても、上山委員から環境、余語委員からエネルギー・産業の意見をそれぞれいただいてまして、エネルギー分野では事業者からも提案をいただいています。そういったものを踏まえて、これからのエネルギー社会の構築や産業振興に必要な規制緩和であるということ、府のみならず全国に波及効果が期待されることから、会議で提案、提言するということを記載しています。

4ページ、それぞれの分野、廃棄物・エネルギー、創業・ベンチャー企業支援ということで、背景について触れています。廃棄物については、廃棄物処理法で、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は事業者ということで処理責任を規定していますが、そもそもこの法律は高度経済成長期に制定されたもので、その前の法律では、家庭用ゴミは市町村で処理しなさいと義務付けられていました。高度経済成長期は、大量生産・大量廃棄ということで、産業廃棄物がどっと増えてしまい、その処理責任が明確ではなかったので、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は事業者ということでそれぞれ処理責任を明確にし、処理の仕方を定めそれぞれに義務付けた法律ですが、それが時代の変化の中で実状に合わなくなってきたのではないかと、市町村の財政状況の厳しさ、民間の廃棄物処理事業者の成長などを考えると、今の社会状況に合わなくなっており、それについて見直す必要があるのではというのが一つ。

エネルギーについては、東日本大震災による原発の事故を踏まえて、今後は再生可能エネルギーの普及が不可欠だと。その中で事業者も太陽光発電やマイクロ水力発電など再生可能エネルギーの導入に対する規制緩和を求めているということを記載しています。

また、創業・ベンチャー企業支援については、大阪は廃業率が非常に高く、新しい事業所の設立が十分でなく、開業率が低い状態であるので、経済活性化に向けた税制の見直し、規制緩和等が求められているということを記載しています。

5ページにはそれらを踏まえて提言の中で提案する項目について記載させていただいています。国に対する提案として、廃棄物に関しては「一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化」、エネルギーに関しては、「多様なエネルギー源を活用したスマートコミュニティ」、「再生可能エネルギーの普及に向けた規制緩和」、「新型自動車の普及に向けた規制緩和」、「創業・ベンチャー企業を支援する規制緩和」ということで挙げています。

また、府市についてはベンチャー企業支援の一環で、「公共調達のベンチャー企業への開放」という項目を挙げています。※印を付けているのは、本年9月に府市から国のほうに国家戦略特区として提案したものです。

6 ページから第2章に入り、具体的な提案の主旨・根拠・内容・効果等を記載しています。

7 ページが「一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化」です。これは上山副会長からご提案いただいたものです。規制緩和を求めるのは廃棄物処理法です。現行法では一般廃棄物と産業廃棄物に分けられていて、一般廃棄物については、表に書いていますが、処理責任は基本的には基礎自治体である市町村にあると、ただ、最近リサイクルが進む中でごみの量に比べ処理能力が過大となっており、非効率となりつつあるといわれております。今後人口減少が進む中で、その課題がますます顕在化するのではないかとされています。産業廃棄物については、事業者処理責任がありますが、法制定時に比べ事業者の処理能力が向上しているという現状です。一方で多くの海外では廃棄物を排出者で区分せず、有害・非有害といった処理方法で区分して効率よく処理されています。そこで、今の社会状況に応じて廃棄物処理法の改正を提案するものです。

シートの下のほうに書いてありますとおり、規制緩和の内容としては、「一廃と産廃の区分の廃止」、「一廃の市町村処理規定の廃止」、「一廃と産廃の処理施設の相互使用を可能とする」、この3点を挙げてさせていただいております。廃棄物の区分を廃止するという項目について、海外のように有害・非有害に区分するかどうか、前回は議論いただいておりますので、必要であれば今回議論いただけたらと思います。

9 ページは、「多様なエネルギー源を活用したスマートコミュニティ」。これは余語先生や事業者から提案がありました。本提案は、一部、国家戦略特区でも申請しているところです。規制緩和を求めるのは、電気事業法のほか、前回の会議で西田さんの方からデンマークの情報提供をいただきましたが、日本では取組が遅れている熱エネルギーを有効活用するための熱供給事業法や道路法です。

まず、電気事業法については、現行法では、一般電気事業者が送電を独占しており、多様な電気事業者が参入することが困難である。熱供給事業法や道路法については、地域で熱を供給しようとしても、一社がその地域全ての熱を100%供給しないと熱供給事業者として認定されないということで、ひじょうに参加ハードルが高くなっており、その熱供給義務を緩和できないかということを事業者から言われています。また、熱を道路の下を通して工場やビルに供給しようとした場合、基本的に熱導管が道路占用許可の対象項目として現在規定されていないというのが一つ、また、熱供給事業者として許可を受けていないと占用許可を受ける手続が困難といわれています。道路占用許可に熱導管を追加するとか、その手続を簡素化するとか、そういった改革が求められており、そういった部分を含めて国の方に提案してはどうかということを書かせていただいております。

11 ページは、前回の会議で提案のあったベイエリアでのスマートエネルギーネットワーク。これについては事業イメージ、費用対効果を推定した参考資料を載せていますので、ご参照ください。

12 ページ、「再生可能エネルギー普及に向けた規制緩和」です。岸先生や事業者から提案を

いただいております。太陽光パネル、マイクロ水力発電、バイオマス発電、さまざまな地産地消型の分散エネルギーの拠点整備をどんどん進めていきたいというニーズが事業者にもあるので、そういった施設設備の設置、再生可能エネルギーの普及の障害となっている規制についての緩和を求めるものです。ここに挙げているのは、農地法、河川法、都市計画法、それと相続税法を挙げています。

一つめは、農地の所有者が太陽光発電をやりたいという事になっても、農地転用手続に時間がかかるため、手続の簡素化を求めている。

二つめは、マイクロ水力発電について、河川に小水力発電設備を設置する場合、河川法の手続が必要になりますが、洪水への対応等で手続がけっこうあるので、そのへんの手続の簡素化を求めるものです。

三つめは、市街化調整区域に木材チップとかごみ等を活用したバイオマス発電施設を設置したいと事業者のニーズがありますが、都市計画法の開発許可が必要となっている。公共性のあるものについては開発許可が下りやすいということだが、バイオマス発電施設については公共性のあるものと位置付けられていないので、手続を簡素化するために、規制改革を提案するものです。

四つめは、再生可能エネルギー設備等、デンマークでも西田さんからの報告では風力発電に市民からの出資を集めるということをやっていると報告がありましたが、再生可能エネルギー設備を設置する際に投資を集めたい、投資を集めるインセンティブとして相続税等を軽減する、高齢者の資産をそこへ投資しやすくするための税制改革をやるということを提案として挙げさせていただいております。

15 ページ、「新型自動車等の普及に向けた規制緩和」の提案を挙げています。自動運転システム搭載者、電動立ち乗りの2 輪車、セグウェイといわれているが、現状の規制の下では、公道を走行できないといわれています。国内では、自動運転システムであっても運転手が乗っていないといけないという制限があるので、規制緩和することによって自動車のレベルアップを図っていけないかという提案です。超小型モビリティ、セグウェイ等については、道路運送車両法に規定がなく、国の認定が必要となっています。現在では公道を走れないこととされていますので、提案の中身は、自動走行に関する規定を道路運送車両法や道路法に追加する、セグウェイ等についても追加する、そういったものを提案しています。

17 ページ、「創業・ベンチャー企業を支援する規制緩和」ということで、余語先生や事業者から提案をいただいたもので、戦略特区でも一部申請させていただいています。内部統制報告書について、J S O X 法で全ての上場企業に提出が求められていること、あるいは登録免許税、小規模なベンチャー企業の設立の際にも 15 万円の登録税がかかることから、事務的にも資金的にも、創業あるいはベンチャー企業の成長に支障があるといわれています。株式会社だと資本金 1 円でも設立ができるにもかかわらず、免許税で 15 万取られるのはハードルが高いと事業者から意見があります。これらを規制する金融商品取引法、あるいは登録免許税法等を改正することを提案しています。また、外国人が創業する場合は、投資経営ビザが必要、あるいは一人当たり 500 万円以上の出資が必要とハードルが高くなっているので、外国人による創業促進するような環境整備を提案しているところです。

20 ページ、今まで申し上げたことは、国に法律改正等を求めるもので、第3章では、府市に向けての提案ということで、府市の運用による改善が見込まれるものを別途章立てして記載しています。現在、府市では、創業後1年を経過していることが入札参加要件になっており、創業間もない企業については公共調達に参入できません。公共調達へのベンチャー参入を拡大するため、その期間の短縮をすべきだと提案させていただいています。そのあとについては参考資料として今までの議論の資料等を付けています。以上、提言案を説明させていただきました。

(堺屋会長) どうもありがとうございました。それでは皆さんからご意見を伺いたい。まず、どうしましょう。どなたかお話いただく方がおられますでしょうか。校條さん、ご発言ください。

(校條特別顧問) 私は、自動運転について大阪市さんとやっているのですが、そのへんについてご報告をしたいと思います。自動運転とは、ドライバーが運転しなくても前に進むというものです。16 ページの、国に対することで、「現行の道路運送車両法や道路交通法に規定されておらず、現状の規制下では公道を走行できない」とありますが、私は普段アメリカにおりまして、アメリカの状況を報告しますと、アメリカでは現行の法律では規定がないので、規定がないのは同じですが、規定が無いので取りあえずやって構わないということになっており、全く同じ状況ですが、結論は180度違うという日米の違いがあります。それを果敢に始めたのがグーグルで、それを始めることによって、いずれにしても法律を決めないといけないということで、各州で法律が違うものですから、各州で検討が始まりまして、カリフォルニア州とネバダ州、フロリダ州はOKが出ています。詳細については、フロリダ州ですと2015年までに法律を決めるということですが、とりあえずはこういう条件でやっていいという結論が出ています。テキサス州のように、州によっては今のところ認められないところもある。グーグルの方針としては、内部の話なのであくまで想像ですが、積極的な州で実験をし、いろんな問題点を明らかにして、世論のサポートを得られたところで各州に展開していくというふうに聞いています。特にフロリダ州の判断はひじょうに前向きで、これから世の中こういうサポートを使うことでむしろ交通事故が減るだろうということで、こういう技術は積極的に実験すべきだと高らかにうたっています。ということで申し上げたかったのは、法律にはないという出発点は同じでも、結論は全く逆というところがチャレンジかなと感じています。

(堺屋会長) 日本は権原（けんばら）という行政法の規定があり、全て禁止だと、役所が認めていることだけを許すというのが原則。これは20年前の橋本行革の時にたいへん議論になった。経産省は製造業を権原にしている。製造業に関することは、何も書いてなくても全部、経産省の許可がないとできないという仕掛けになっています。この権原条項、各省設置法の第2条なんですけど、あの行革の時に外したんですが、権原条項がなくなったので、羊羹を小豆にするといわれた。羊羹みたいにべたつとでなく、権原があるのは小豆の粒のように法律で決められたことだけが役所の権限となったといわれた。しかし、法制局長官が「これは変化がない」と法制局の見解を出し、それで橋本行革が空振りみたいになった。次の小淵内閣の時にその法制局長官は交代していただいたが、法制局見解はそのまま残ったものですから、未だに役所が認めない限り全部禁止という仕掛けに日本はなった。道路交通は国土交通省の所轄で国土交通省が許可しないのは原則禁止。これは大きな問題でして、国に働きかけるのは大きな事件だと思います。

ますね。他の市町村、都道府県も一緒になってやってくれるか、あるいは国会に働きかけるのがひじょうに重要な問題だと思います。

皆さんからたくさんご意見をいただきましたが、ほとんどが国に働きかけるものですね。国に働きかけるものを重点的に絞って、これとこれというようにしたほうがいいのか、いちいちもっともなことばかりであるが。

(上山副会長) これらは、項目を数え上げるとすごくたくさんあるが、事務局のこれまでの会議の議論だと、内閣府の規制改革のボックスに入れて全部審査してもらおうというアプローチでよろしいんですか。

(吉田政策課長) 基本的に、国の規制改革会議では、各自治体や企業に提案を求めている、上山副会長ともご一緒いただき、国と相談させていただいた時に「ぜひ、府市のほうからも提案をいただきたい」とおっしゃっていただき、今回いただいた提案は、国のほうに改正を求めるものについては、国の規制改革会議のホットライン、ボックスに提案させていただくという手順を取りたいと思います。

(上山副会長) それは最低限やるとして、さらにもうちょっとある種のテーマを束ねて持つて行くとかほかのアプローチはないのですか。特区になってしまいますか。

(吉田政策課長) たとえば、府市が国に対して要望、提案するのは随時やっていますし、あるいは、来年になってしまいますが、8月の概算要求に向けて提案する機会がありますので、それに向け項目を絞って提案していくのはありかなと思っています。

(堺屋会長) ついこないだ決まりました国の特区ですが、これに大阪が指定されるかどうかという問題がありますが、その中で入りそうなものは入れたらいい。そこからはじき出されたものを来年に向けて運動していくことは、確かに大事なことです。今、国のほうで戦略特区が決まりまして、その中で大阪が指定されるかどうか積極的に運動しないといけない。医療特区とか雇用特区とかビジネス特区とかが指定されているが、それとこの提案との整合性をどうすればいいかですね。私は国のほうの会議には全部出席しておりますけども、かなりすれ違いが大きいと思うんです。国で既に決めたものはなるべく活用して、そこに大阪を入れてくれというのを。現在国がつくっている特区に合う形にしないと、とがっていると入らないことがある。これは医療特区、これはビジネス特区、これは教育特区というふうに、うまく入るものを入れて行くべきだと思う。それ以外は来年の問題ということになるということだと思う。かなりね、国の言っていることとすれ違っているんですよ。

(吉田政策課長) 先生がおっしゃった特区法については先日成立して、次は指定という運びになっています。我々も大阪を指定していただきたいということで、働きかけをさせていただいています。大きな方針ですか、医療・雇用・まちづくりといった項目は出されています。当然、法改正部分に係るものについてはぜひ大阪でやっていきますといたいし、もし指定いただけたら、区域会議を設置して、その中で政省令に係るものについては議論したいという方針を出されているので、引き続き、もし、指定いただけたらという前提ですが、合わせていきたいと考えています。

(堺屋会長) ここにたくさん出ている項目の中で、どれをどの特区に入れるか選り分けないといけないですね。

(吉田政策課長) 前回の会議で、原委員から、今回の特区ではエネルギーを取り上げておらず、第二次、第三次の提案があるかもしれないとおっしゃっていました。もし、その機会があるなら、そっちに持っていくことになるのかなと考えたりしています。ベンチャー創業支援だと、ビジネス特区の話になるので、そういうのは議論の中に盛り込んでいけたらと考えています。

(堺屋会長) 農地の転用で、今はレストランや地産食堂の活用がありますが、太陽光などを入れるかどうかの一つのポイントだと思います。それから、ビジネス特区の中に廃棄物の話が入るかどうかですね。あとはベンチャー企業の育成ですね、これがビジネス特区に入るかどうか。

(吉田政策課長) 府市から提案させていただいたときは、国家戦略特区の提案にさらに盛り込ませてもらっています。まちづくりの中で議論させていただけるのなら、その中に盛り込んでいけたらと思います。

(上山副会長) 他の話になるんですけど、第3章。20 ページに府と市の運用改善の話で、提案として一個書いてあるんですが、公共調達の話ですね。しかし、これより前のページにあるのを見ると、13 ページに大阪府の流水占用料等条例の占用料の免除の話とか、河川法の占用許可の手続がある。これら全部国でなく、府もある。それから、10 ページの下の方に道路の占用許可に熱供給管を追加するとか、大阪府、大阪市の各部局と関係することがいろいろある。これはどういうふうに処理するのか。第3章に入れるべき。全部点検して、いつまでにどうするか出すべきじゃないか。そういう作業は、どういうふうに進めますか。

(堺屋会長) さてですよ、国のほうの方針がほぼ決定しておりますので、ここで、やっぱり問題は、府市の関係で改善できる、府市の範囲で改善できるものを早急に採り上げたほうがいいと思うのですよ。で、国のほうには働きかけるということで、国の定めた形の中にできるだけ入るようにするということだろうと思うのですが。府市の限りでできる、まさに今、上山先生のおっしゃった府市の運用改善について、この会議で積極的に議論していただきたいと思います。例えば、河川の問題にしても、大阪市や大阪府に任されている河川、一級河川などだいたいあります。そういうところを積極的に利用するにはどうするかということですね。この物品の納入とか、下請けの仕事もそうでございます。

(上山副会長) これ、作業の整理は、事務局としてはどういう扱いですか。

(吉田政策課長) さきほどおっしゃっていただいた、河川の許認可事務につきましては、府に、一応、権限がございます。ただ、法定受託事務になっておりまして、その許可等の占用関係について緩和しようとする、根本である河川法とか国で定めている準則の改正が必要だといわれてますので、そこにまず打ち込んでいく必要があるのかなということで、この部分は整理させていただいているところでございます。

(上山副会長) それは第23条、24条ですね、河川法の。条例第5条はどうですか。13ページの占用料の免除等。これは河川法の制約を受けないと思うのですよ。

(橋田政策課課長補佐) 大阪府流水占用料等条例の件ですが、今、免除されてますが、道路とか公共施設に関するものだけになっておりまして、民間が使うといったものに対して、基本的には免除できないという規定になっております。再生可能エネルギーの普及といった観点で、そういったものがどこまで対応できるかというのは、検討できるかと思いますが、現状は、

公共性のものだけという形になっております。

(上山副会長) 今回答されている方は、何課の何担当ですか？

(橋田政策課課長補佐) 企画室の者です。

(上山副会長) 第3章じたいは、ここに書いてあることはやればよいと思うんですけども、第3章にこれしか書かないとなると、第2章までに書かれた府市の各種手続とか規制については改善しないということになる。全部洗い出して、できないものはできない理由を示す。それから、検討するなら、いつまでに検討する、と次回の会議では出していただかないと提言として用を成さないと思います。

(橋田政策課課長補佐) わかりました。

(吉川委員) 私も、改善ができるところは、国に働きかけるに当たって、どこまでならば大阪府市でできる場所というのがある、そこをやってもなおかつまだここは法的な制約があるよというふうにしないと、なかなか説得力ないと思うんですよね。そういう意味で、ここでベンチャーだけが出てくるというのが、ちょっとよく分からなくて、他に全体があると思っているんですね。で、たとえば、後ほど議論になるのか分かりませんが、指定管理なんていうのは、いろいろ自治体の様子を見てみると、けっこう当初の制度設計からかなり融通無碍というか、自由に勝手に使っているんですね。例えば、契約期間なんていうのは、たぶん、業者さんからすれば、契約期間が短いというのがいちばん、今のボトルネックだと思うんですね。そのへんは、延ばすというのは、運用上できるところがけっこうあるはずです。そうすることによって、それなりの参入があって、それでもなおかつ、どっかにぶつかるよというロジックにしませんと、なかなか説得力ないんじゃないかと思ってましてね。そういう意味では、この改善提案を第3章でやるならば、全体にわたって、やれるところはここであるけれども、だけでも法的には制約があるよという格好じゃないですかね。あとは、入札のところは、例えば、指定管理の場合でも、入札があるってということで、制度としてのおもしろ味があったはずなんです、やはり、これ、難しいんですが、ベンチャーを開放するということと、より多くの入札参加者があったほうがよいというのは、実務上は難しいところが出てきちゃって、結局、一般競争入札といいながら、いろいろな条件を付けたりするというのが、普通の市役所やら、事情によってありますよね。ただ、そこをどうしても整理しめないと、説得力がないと思うんですよね。ですから、より多くの人が入って来てくれることがビジネスとして成功させるための、いわば民間活用が進むための条件なんだから。そうすると、PFIにせよ指定管理にしても、大きいところが入って来るっていう、そういうスタンスを取るっていうのも一つの方向だし、一方で、ベンチャーをどうするかっていうのは、整合させて説明していかないと、なかなか説得力を持たないということを感じます。

(堺屋会長) 入札条件の緩和っていうのは、ひじょうに重要だと思うのですね。国のほうでもいろいろ入札条件が難しくて、例えば、セビリア万国博覧会の制服を入札するいうときに、芦田淳さんが応札したんですね。そしたら、指定業者になってないからと、すぐ登録をしたら、実績が、1年めではあかんと言って、それで、やっぱり三越か鐘紡に頼むというようなことを言われたんですが、まあ、無理して、というか、特例みたいにしてもらって、芦田淳さんにデザインをしていただいた。そしたら、また国会で、いきなり初めての人に100万円のデザイン

料を払うとはなにごとだと。芦田淳さんのデザイン料はそれぐらいではないでございます。犠牲的にやっていただいたのに、そういう議論が出ました。まあ、ケースバイケースで自由に採れるようにできたらいいんですけどね。ベンチャーであるか新設企業であるかはともかくとして、地域の状況や技術の状況とか、その人のセンスの問題とかを勘案して自由に採れるようにしておけば、ひじょうに良いと思いますけどね。これから大阪も大量生産の都市から知的な付加価値の都市に変わらないといけないので、そのへんは日本中あるいは世界中から才能を呼び込めるような要件を提示しておけば良いんじゃないでしょうか。技術なりデザインセンスなりを重視するような形で応札できる、許可できるようにしていけば良いんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

(上山副会長) 今のことですが、20 ページにテーマが書いてあるが、堺屋さんがおっしゃったような具体的な事例やイメージ、緩和したいという趣旨とか意志とかが無い。そういうものを加えて、かつ具体的にどんな障害があり得るのか、どんなケースの場合にどうなんだとか、もうちょっと掘り下げる作業が要る。それは、ここの会議の事務局の仕事か、それとも府市統合本部の仕事か、どこかのラインの仕事かよく分かりませんが、その整理も含めて、次回報告していただきたい。

結局、さっきの道路占用許可の話なんかは、道路法の改正は要らないと思う。運用で緩和すればいい。ですから、これなんかも、国のせいにして、府市が判断をするのを逃げているみたいなのところがあって、一方では、具体的にどこの箇所でもこの事業者が何をしたいといってもらわないと、現場のほうも抽象的には考えられないよっていう現実もある。抽象レベルで緩和を考える話と、具体的に実際に何か出てきたときに、あるいはもう出ていて、それをどうこうするというのを緩和するプロセスの両方を見直さないと。国にはボックスにどんどん放り込んでいけば、我々としては仕事が終わった感があるんだけど、府市のほうは、やっぱり自分の問題です。担当課まで追っかけて行ってゴリゴリやるのか、それとも知事・市長のところでチームをつくって別途やるのか、そんなことも含めて、変えていくプロセスを次回までに、知事・市長を含めて議論して考えていっていただかないと。でないと、国にお願いするネタを探している会議になっちゃいます。ここの会議じたいとしても、府市のルールがこういうふうに変わりましたとか、あるいは、ルールが変わったから申請して下さいという働きかけをしてもいいと思います。そのへんの動かし方をぜひ考えていただきたい。

(堺屋会長) 一言で言うと、国への陳情集になっているんですよ。自分でなにをするかというのがほとんど無いんですね。たとえば、広告規制や道路規制。大阪だけが、なぜ政令指定都市で歩行者天国が無いのか。あるいは、動体広告の面積が、東京は 100 平米まで認められているのに、大阪はなぜ 50 平米なのか。というようなことを、国のせいはもちろんあるんですけども、それ以外に大阪が独自に規制していることを開放したい、する必要があると思うんです。どこの都市よりも規制が厳しいと言われているけれど、たとえば、今度、高度制限をある程度緩和しましたが、あるいは空中権の売買ですね、あれなどひじょうに厳しく制限されています。せめて東京並みに緩和できないのかということを前提として、建築基準法、道路交通法、広告規制。まず差し当たりその三つぐらいは、東京より厳しいのは止めようということにできませんかね。それから、集会の許可。これも警察、府警が規制しているようですが、集会ある

いはデモ行進、お祭り、パレード、やたらに規制が厳しい。これを東京と比較して、その他の都市と比較してもいいんですが、大阪だけ厳しいものは洗い出して、止めると、止める方向で検討する。もちろんそれぞれ理屈があつてのことです。大阪府警の人に聞くと、「東京の人は賢いから、広告が付いていてもよそ見をしないで運転するけど、大阪人はバカだからよそ見をする」と。あるいは、「川にアヒルの船を置いたら、目玉がこっちを向いたら、大阪人はバカだから、目玉のほうを向いて事故を起こす」というような、荒唐無稽に近いことで禁止しているわけですね。こういうことが大阪に対するイメージをひじょうに損なっています。大阪のイメージを傷付けているというのは、府市の行政として、公務員として恥ずかしいことですから、それを洗いざらいにして、国に提案するののもけっこうなんですけど、自らできることをまずやらないと、迫力がないというか、本気にされないですよ。それが第一点。

第二番めは、国の方向と沿っていないと。国が西を向いているときに、東を向けという提案をしても、なかなか難しい。だから、国が考えていることを正確に把握してもらいたい。たとえば、ひじょうに簡単な話をしますと、最近、建設の、道路許可の要る板塀には絵を描くことを推奨しておりますが、大阪では道路占用許可のところは白にしなくちゃいけない、絵を描いちゃいけないという神話が通用しています。東京都心部ではデザインをしなきゃいけないことになってございます。国土交通省もそれを推奨しております。そういう話があったから、私、わざわざ東京の渋谷区で写真を撮ってお見せしたんですけど、道路占用許可のところにぎつと絵の描いてあるところの写真をお見せしたんですが、そういうことすら、なぜか大阪では通用していない、というか、知られていない。あるいは、公道の中に時計を建てるとか、そういう街を楽しくするとか美しくするとか賑やかにするとか繁栄させるような方策で、国に言っていくのは大事なんですけど、国の方針に従ってそれを活用すること。そして、国が認めていることで大阪だけが止めていることをなるべく廃止してほしいですね。この間も、動体広告について、難波のところで大阪府警が「総合判断で禁止」ということを出されたんです。官僚は専門家で、総合判断しなきゃいけないんですね。総合判断は政治家がするので、官僚はそれぞれこういう専門的観点からよろしくないというのならいいのですが、理屈無しに総合判断でというのを官僚が言い出したら、何のために役人が縦割りに組織ができているのか分からなくなりますから、総合判断は政治家に任せて、それぞれの基準、規格で答を出すようにしてもらいたいんですね。なぜ東京は 100 平米なのに大阪は 50 平米なのか。東京は高速道路の下をライトアップしているのに、なぜ大阪はいけないのか。「いやあ、大阪のドライバーはバカだから、上向けになって広告を見ているうちに衝突をするんだ」とか。それが統計的にどれくらいあったかと聞いたら、「それは禁止しているから分かりません」というようなことが、ものすごく多いんですね。本質的に規制の無い自由な街というのが大阪の良いところだったのですが、ここ 30 年 40 年の間に日本一規制の厳しい都市だと言われております。

国に要望を出すのもけっこうなんですけど、ここに出ているのはたいへん良い要望だと思います。国が気の付かないことを大阪から出すのはたいへんけっこうだと思いますけども、国が気が付いて既に緩和していること、あるいはもともと規制していないことで大阪だけが規制しているというのをもう一遍洗い出して、考えてみてはどうか。その一つは、時代が変わったということなんです。むかしは、25 年以上も前、1980 年代までは広告は汚いものだという既成条件が

ありました。今は、世界中、広告はきれいなものだ。オリンピックでも、大阪が 2004 年のときに落ちましたが、あのときにいちばん言われたのは、大阪は広告が少ないということです。それで北京に取られたんですけど。今度は、東京オリンピックでは、東京は広告が多いと一生懸命宣伝した。それはなぜかというと、むかしのオリンピックはアマチュアリズムで、選手は広告に参加しちゃいけない。札幌オリンピックのときには、広告に出たので、オーストリアのスキーの選手が失格したことがありました。今は逆に、広告に参加しないと失格ですよ。スキーの選手は滑降して降りてきたら、かならずスキーの板を裏向けにして広告の付いたのをテレビに見せなきゃいけない。選手も一斉にコマーシャルに出る、あるいはプロになるというのが目的でございまして、美意識がまったく世界的に変わりました。大阪だけは、どうも 30 年前の規制美意識が残っているような感じがするのです。まず、国への要望も国の方針に沿った方向で要望しないと、逆の方向で要望したんじゃ難しいと思うのですが、できるだけ戦略特区なんかを正確に採り入れていただいて。たとえば医療特区なんか、国が考えているのと大阪の提案とはかなりすれ違っています。あるいは、いま審議されているカジノについても、かなりすれ違ってます。そういうところを正確に情報を取っていただいて、まず自らできるところの規制緩和をやってもらいたいと思うんですね。今日、見せていただいたら、ずいぶん自らやるところが少ないので、これでいいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

(校条特別顧問) せっかくの機会なので、個人的な意見として申し上げたいと思います。いまお話のあった話って、ほとんどが、私が呼ぶところの「非規制障壁」じゃないかなと。規制にはなっていない、どこにも条文がないんだけど、なんだか知らないけども障壁になっているものだと思うんですけど。個人の経験で申し上げますと、三つくらい例があります。

さきほどの自動運転に関しては、いきなり大上段に構えて法律を変えろということ、もちろん大事なんですけど、とりあえずまちづくりというものと組み合わせて、まちづくりの中でクルマと共生できる街っていうのは何か。あるいは、クルマを入れない街の中に、より便利な形でクルマを入れたら、自動運転とどう共生できるかというような発想で考えれば、とりあえず国の規制なしに、その地域だけでというのは可能じゃないのかと、ちょっと素人考えで思うんですけど、私有地であればそこは及ばないはずですので、そういうやり方でできるのではないかと提案です。まちづくりと自動運転との組み合わせ。

二つめは、今日あまり話題になってませんでしたが、ビッグデータという問題がある。オープンガバメントとかオープンデータとかいわれます。これ、よく見ると、規制の問題ではなくて、民間の人たちの自己規制なんです。これ以上やってプライバシーの問題でなにかあったらどうしようという不安の中でみんな手を出さないでいるところがひじょうに大きくあるように思われます。ですから、率先して、その部分は、これでいいんだよというところで、府市が自らのデータをオープンにして、よく見るとべつになんにも支障はないんだけど、みんな自分が最初にデータをオープンにしたがらないというところがあるように見受けられます。率先してデータをオープンにするというところが一つあるのではないかと。ということで、民間の方がここまでオープンにしていんだということになると、ひじょうに勢いが付くと思います。

それから三つめは、さっき調達の問題がありましたよね。これは、私は、今のお話だけだと

進まないと思います。アメリカに住んでますとマイノリティの差別をどう無くしていくか、日本ですと女性の活用という問題があります。これ、基本的にはアファーマティブアクションが無いと先に進まないです。アファーマティブアクションというのは、まったく平等に並べたら今まで経験がないのでどうしてもそちらが選ばれないという状況を、下駄を履かせて採用するというのがアファーマティブアクションですから、今回の場合でいえば、たとえば何年を目標にして、調達は、1年未満の、あるいは今まで一度も納入していない企業が5パーセント占めなければいけないとかですね、何年後には10パーセントにしくちやいけないと、ファーマティブアクションの目標を決めない限り進まないんじゃないかなというふうに思います。一見乱暴に聞こえるかもしれませんが、それによって問題がいろいろ起きてくるかもしれません。その問題が起きたところで、納入業者といろいろ議論をして解決をしていくと。逆に言うと、ベンチャー企業の発展にもつながると思います。ちょっと具体的な例を申し上げました。

(堺屋会長) 他に御意見ございませんか。そろそろ時間でございますので、結論として、国への要望はこれでけっこうだろうと思いますが、この最後のページの、府市の問題で自らやることをどういう具合に書くか。これについて、再度検討してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

(吉田政策課長) 先ほど上山先生からもご指摘いただきましたように、国のほうに入っていた条例の関係とか基準の関係とかいったものを、この分野で府市でどこまでやれるのか、できないのだったらできない理由を付ける。今後の進め方も含めて、また会長、副会長とご相談させていただいて、整理させていただくということで、よろしくお願いします。

(堺屋会長) それで委員の皆さんにいろいろとご提案いただきました中で、府市独自で可能なこと、それから、今日、楽しいまちづくりでも出ましたけど、そういった中で、府市で規制緩和していただかなきゃいけないところ、そういうのをまとめて早急に、次はいつぐらいにできますかね。

(吉田政策課長) 回目の会議は1月28日ですので、もしそういうご提案をいただけるのであれば、たとえば年内とか年明けすぐぐらいにちょうだいできたらと思います。

(堺屋会長) ぜひそういうのをやらないとこれ、結局、言っぱなしになりそうな感じがするんですよ。いかがでしょうか。よろしいですか。1月28日の次回会議までに皆さん方と事務局と下合わせするというところで。

(吉田政策課長) それまでの進め方については事務局のほうから先生方にご案内させていただきますので。

(堺屋会長) そうしてください。よろしくお願いします。他になにか特別にご発言ございますでしょうか。これだけは言っておきたいということがありましたら。

では、官官規制について、資料2がございます。時間が押し詰まっていますが、急いでその内容をご説明いただけますでしょうか。

(堀井副理事) それでは校條先生はここで退席されます。今日はありがとうございました。

それでは資料2によりまして、「官官規制、地方自治法等による自治体規制について」ご説明申し上げます。

3ページは地方自治法等による自治体規制ということでございます。地方自治法は、地方自

治に関する基本法として、自治体の組織及び運営に関する事項の大綱を定めております。しかし、実際には、議決を必要とする事項や表決方法を定めておりまして、自治体の意思決定に関与して、法令や通知等によって自治体運営を細部にわたって規定する。自治体に対する過剰な規制となっているのではないかと。非効率的な自治運営の要因になっているのではないかとということで、国が関与する必要はないところから撤退すべきではないかという問題意識をあらかじめ委員の先生方からお示しいただいたところでございます。

4 ページは、それを受けまして、現在の地方議会の議決事項・表決方法について書いてございます。議会の議決事項は左側に示すように地方自治法で規定されておりますけれども、また、表決方法についても、過半数を原則としつつ、より多数の同意を要する事項が自治法によって定められています。3分の2ですとか4分の3、あるいは5分の4以上の同意を要する事項が法定されております。

5 ページは、この自治法以外の、議決方法以外の官官規制の例でございまして、公の施設の廃止につきましては、条例で定める特に重要な施設を廃止する場合については、出席議員の3分の2以上の者の同意が必要というようなことが定められております。また、個別の事業法・公物管理法による規制を受ける公の施設につきましては、事業法と地方自治法との二重規制になっているという面もございます。公の施設の運営につきましては、現行法では、自治体が直営するか指定管理者制度を適用するか選択肢がございません。指定管理者制度ということになりますと、利用料金の変更に条例改正でございまして行政の承認が必要ということで、タイムリーな対応ができないというような面も指摘されております。地方独立行政法人につきましては、地方自治体が設立するものでございますけれども、法人の業務の範囲が法律で制限されてございます。そういった問題意識は、この間、先生方から指摘をちょうだいしたところでございます。

6 ページから 10 ページは、関係する制度の概略でございます。簡単にご説明しますと、7 ページは公の施設の定義でございしますが、地方自治法上「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」ということが書かれているだけでございますけれども、解釈上は枠内に記載しております五つの条件を満たすものとされています。住民の利用に供するものとすとか、住民の福祉を増進する、地方公共団体が設ける、あるいは物的な施設というようなことが定められております。

8 ページの指定管理者に関わりますが、こういった公の施設の運営につきましては、行政による直営か指定管理者制度のいずれかが適用されるということになっています。指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として導入された制度でございまして、それまでの管理委託制度では、業務の委託先が公共団体ですとか公共的団体あるいは地方公共団体の出資法人に限定されておまして、純粋な民間というものが対象になっておらなかったのですが、指定管理者制度はそういう制約を設けずに、出資法人等以外の民間事業者が参入可能とされております。また、従前の制度では、行政処分に当たる「使用許可」等の委託はできないとされていたものが、これについても行政処分に該当する「使用許可」の委託も可能と改められました。なお、指定管理者の指定は行政処分でございまして、議会の議決が必要なほか指定の取消しといったものでも

きるとされています。

9 ページはP F Iについての説明でございます。P F Iは公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法でございます、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力の活用による低廉かつ良質な公共サービスの提供などを目指す制度でございます。対象は道路、鉄道、港湾、空港などの公共施設、庁舎、宿舍等の公用施設、賃貸住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設などの公益的施設等、広範囲にわたっております。

10 ページはコンセッションについての説明でございます。コンセッションは、いわゆるP F I法が平成23年6月改正されまして、「公共施設等運営権」という権利が新たに創設されたことで初めて法整備されたものでございます。公共施設等運営権は「公共施設等の管理者等が所有権を持つ公共施設等で利用料金を徴収するものについて、公募選定された民間事業者が運営等を行い、利用料金を自らの収入として受け取る」権利とされています。行政は事業者から対価を得て運営権を設定いたしまして、その代わり事業者は自由度の高い事業運営が可能になるということなどが期待されるものでございます。

11 ページの地方独立行政法人は、公共性が高いため確実に実施される必要のあるものの地方公共団体が直接実施するまでの必要性がなく、一方で民間に委ねてしまった場合に確実にかつ適切に実施されなくなるおそれがある事務事業を効率的かつ効果的に行わせることを目的としまして、地方公共団体が設立する法人です。期待される効果としては、具体的な業務執行について、法人の自律性・自主性に委ねることによって、より効果的・効率的な行政サービスが提供できることや評価委員会による業績評価などを通じた業務改善サイクルが確立され、サービス・質が向上することでございます。実施できる業務範囲は、地方独立行政法人法により、試験研究、大学等の設置管理、公営企業に相当する事業の経営、社会福祉事業の経営、公共的な施設で政令で定めるものに限定されています。なお、政令は本年10月に改正され、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館が対象事業に追加されたところでございます。

12 ページはこれらの仕組みに対する民間資金の導入の大小と民間の自由度の大小での位置づけを示しております。上の図の左下、行政がすべて管理する直営から右上の完全民営化に向けて指定管理、P F I、コンセッション、完全自由化の順で、民間資金の占める割合と民間の自由度が大きくなると理解しております。

13 ページ以降は、この間実施しましたこれらの制度等に造詣の深い弁護士、コンサルタント会社、金融機関、指定管理に係る受託事業者、行政関係者からのヒヤリング結果の概要でございます。各ページ上部にポイントを抽出しています。

14 ページはP F I法・公物管理法を専門とする弁護士のご意見でございまして、「公の施設」の定義が不明確であることや事業法や公物管理法との二重規制があること、また「指定管理者制度」の課題として、議会の判断や首長交代による方針転換など予測不可能なことが多く、民間事業者の大規模投資を阻害していることやP F I制度との整合性に問題があることなどのご意見をいただきました。

15 ページはコンサルタント会社からのご意見でございます。指定管理者制度は条例の縛りなど自由度に課題があること、民間事業者がある程度自由に施設に手を加えられ、自由度が高

いコンセッションのほうが施設の管理運営がやりやすいなどのご意見をいただきました。

16 ページはスポーツ施設の指定管理者のご意見です。施設の料金設定について条例の制限や行政による承認が必要とされているが、より自由度が必要であること、指定管理期間が短いことが投資阻害要因となること、民民の契約とは異なり片務契約であること、もっと施設を活用した自主事業ができる仕組みが重要であるなどのご意見や、17 ページの自由度確保に向けた運用面での取組をご紹介いただきました。

18 から 20 ページは P F I 等に携わる金融機関の方からのご意見です。「公の施設」の定義は不明確だが問題視はしていないこと。むしろ指定管理者のできる範囲があいまいであること。指定管理については、法律関係の優先劣後の整理が必要であること。地方独立行政法人は金融機関から見て使い勝手が悪いことなどのご意見に加えて、現行の指定管理者制度と P F I の二重適用には、金融面での課題や制度面での課題があり、指定管理者制度と P F I の二重適用の整理が必要であること。P F I やコンセッションは、指定管理者制度の例外と明確化すべきではないかなどのご意見をいただきました。

21 から 24 ページは図書館、公営住宅、水道事業、貸館事業の指定管理者のご意見です。指定管理の期間、リスク分担あるいは、指定管理者の更新方法、法律の適用関係の整理、経営の自由度などにおいて、現行制度の運用改善が必要だといったご意見をいただきました。

25 ページは行政関係者と規制改革委員との意見交換の際に示されたご意見でございます。地方自治法と各事業法とで二重の規制があること。現行の指定管理者制度と P F I 法では双方の制度を選択するにしても課題があること。地方独立行政法人制度では、実施できる範囲が限定されていること。地方が各制度を自由に選択して、使えるようなものとすべきであることなどのご意見をいただきました。

26 ページは大阪府・市の公の施設担当部局に対して、現行の「公の施設」や指定管理者制度について不都合な点がないかアンケートを実施した結果でございます。利用料金・開館時間に係る条例規制が自由度を損なっているという問題意識などがありました。

27 ページからは以上の問題提起を踏まえた改革の方向性の提案でございます。

28 ページは、ただいま申し上げたような制度課題をいったん整理したものでございまして、「公の施設」については定義が不明確であること。施設からインフラまで広い範囲のものが一つの概念で取り扱われていることが問題ではないか。

指定管理者制度については、指定管理期間が短く、継続指定されないリスクがあること。行政処分である指定管理者の指定では、自治体と指定管理者は対等な契約関係となっていないため、取消しなど予測不可能なリスクがあること。利用料金の上限が条例で規定されるなど自由度に課題があること。指定管理者が行える業務、いわゆる自主事業の範囲があいまいであること。修繕についてリスク分担はあるものの、自治体との協議が必要となっていること。指定管理者の選定に際しは、提案内容の質より価格が重視されること。個別の事業法が適用される施設については、指定管理者制度の規制との二重規制となっていることなどが指摘されていると考えております。

P F I につきましては、P F I 制度で整備された施設においても、運営管理は指定管理者制度の枠組みで行われる必要があること。

コンセッションにつきましても、運営管理は指定管理者制度の枠組みで行われる必要があることといった問題が抽出されております。

地方独立行政法人については、業務の範囲が法で限定されていること等が課題という指摘があったと整理させていただいております。

29 ページ、30 ページは、指定管理者制度につきまして、課題整理を踏まえた新たな方向性の提案でございます。

29 ページの下枠内は、法改正を要しない現行方式での改善案でございます。3年から5年が一般的な現行の指定管理期間を長期化して民間の投資を招くこと。行政処分のみでも、取消条件等を明確化して指定管理者に提示することで、民間の判断を得やすくすること。施設本来の目的を阻害しない限り、施設での自主事業の実施や、施設の転貸を認めること。施設の効能を上げると認められる施設の大規模改修について、協議を経て認めるとともに、指定管理終了時の原状回復義務を免除することで、民間の投資を招くものなどでございます。

ただし、これらはあくまで現行法の枠内での取組ですので、行政処分であり契約ではないということから、取消しされる可能性は残ることや、あまりに長期化・自由化等をむやみにやってしまいますと、行政・議会が事業者丸投げをしているとの批判を招くのではないかとといった課題が残ると思われます。

30 ページは法改正を伴う新たな枠組みの提案をするものでございます。十分な検討ができておりませんで、ひじょうに粗い議論になってございますので、そこはご容赦いただきたいと思っております。矢印の下にお示ししております提案1は、包括運営委託契約制度といったようなもの、仮称でございますけれども、を創ってはどうかという提案でございます。民間事業者の投資を期待し、運営を委ねる施設については、現行の指定管理者制度とは異なる枠組みが必要でしょうということから、行政と事業者の契約関係で公の施設の管理運営・大規模改修等を包括的に委託する制度を構築するものという提案でございます。その際、現行のPFIとは異なり、既存施設の管理・運営も対象とし、一方で、行政・議会の関与を残すため運営監視を担保する条項を契約に明記するといった制度を創ったらどうかというものでございます。提案2は、コンセッション・PFIの優先適用を法制化する案でございます。ヒヤリングの中でも出ておりましたが、公の施設についてPFI・コンセッションを適用する場合、現在は指定管理者制度と二重適用の必要がございます。そのため、地方自治法を改正し、PFI・コンセッションを適用する場合については、指定管理者制度の適用除外として、契約関係のみを適用することとするほか、PFI・コンセッションの適用範囲を無料利用施設や既存の施設へ拡大することができないかとするものでございます。

31 ページは、公の施設について、地方自治法と事業法の二重規制を見直してはどうかという提案でございます。公の施設によっては、図に示すように、地方自治法の一般的な規制に加えまして、各事業法による詳細な規制があります。事業法の規制がない場合もありますが、少なくとも事業法の規制がある施設については、地方自治法で重ねて規制する意義はないのではないか、あるいは、時代の変化に伴い、設置管理者を国・地方公共団体に限定する必要性は薄れているのではないかと案でございます。

32 ページは地方自治法による議決要件に関する改革の提案でございます。冒頭に申し上げ

ましたように、地方議会の議決要件は地方自治法で厳しく規制されており、また、国会に比べても制限が厳しくなっています。地方分権を進める中で、地方議会の自主性に委ねるべきとして、過半数の原則のもと、議決要件の厳格化の要否、対象とすべき議決事項については、地方自治法等による制限を廃止して地方議会の判断に委ねるべきではないかという案でございます。

33 ページは公営企業の民営化手法についての検討でございます。公営企業の民営化の検討に際しては、上段に記載しておりますように、企業債の取扱いについて、公営企業が廃止された場合、当該自治体が債務を負担することになり、新会社に債務を継承できないこと。国からの補助金については、返還が必要となる可能性があること。年金や退職金の処理が必要になること等の問題点がございます。このため、公営企業の民営化問題を公の施設の存廃ということではなく、事業・組織の民営化の観点から検討して、議決事項については、地方議会の判断に委ねるべきとするほか、企業債の繰上償還を必要とする場合は、償還財源を可能な限り低利で調達可能とすることに加えて、財産承継時の税制等の取扱いを定めた、事業・組織の民営化に向けた通則法の制定が必要ではないか等の提案でございます。

34 ページには大阪市で検討されています事業での対応方針等をお示ししております。

35 ページは地方独立行政法人に係るものでございます。国の独立行政法人については、業務の範囲は個別法に委ねられ、範囲の限定はありませんが、地方独立行政法人は、地方独立行政法人法等で対象業務は制限されています。また、公営企業型地方独立行政法人は、実施できる業務が公営企業の事業とその附帯業務に限定されるほか、地方独立行政法人の長期借入は設立団体以外からは認められない等の規制があります。地方分権を進め、各自治体の実態に応じた対応を行うため、地方独立行政法人について法令による業務の限定を廃止し、自治体の判断、地方議会の議決に委ねることや、自主性・自立性の高い経営が可能となるよう、企業への出資や設立団体以外からの長期借入を可能とするよう法改正すべきではないかというものでございます。

36 ページは地方独立行政法人に関係する法令をご参考に示しております。説明は以上でございます。よろしくご議論ご検討をお願いいたします。

(堺屋会長) どうもありがとうございました。いま私自身が美術館を寄附して指定管理者になるという話を進めておりまして、なかなか面倒くさいことがよく分かりました。10 億円くらい寄附して美術館を新宿区立で作ろうと。大阪市立で作ろうとして 23 年間やってきてダメでございまして、なかなか受け取ってくれません、大阪市は。新宿区に言いますと、区長さんの決断でということになったんですが、今、議会でまた共産党が異論を唱えて、いろいろと新聞沙汰になっておりますので、皆さんもご覧になったかと思えますけども、これはなかなか大変な問題です。今、善意で公立施設、公共の用になる施設を寄附したいという人がものすごい数になってまいりました。これをどんどん受け入れると、文化教育行政なんかは税金をかけなくてできる状況にあると思うんですけども、こういうさまざまな規制というか限界がありますので、実際に法律で決められていることと、慣例というかそういうことで決められていることと、それから政治的利害対立で阻害されていることの三つあるんですね。これをどういうふうにすれば解決するのか、法改正がないとできないのか、そのへんをぜひ考えてもらいたい。たとえば、

中立的機関を議会の前に入れて、そこで審議したら議会が承認するか、少なくとも反対しにくいような状況をつくるとか、そういう形を取れないかということも一つあります。新宿区の場合は議会の一部が反対しましたが、文化振興審議会というのが別途ありまして、そこへかけて、それで中立議員の助言を得て、承認を得ようということになっておりますが、そういうような手続もあるのかなという気もしています。

それからもう一つは、指定管理の期間でございますが、たとえば、美術館を建築して寄附するとなると、少なくとも10年は指定管理者に固定してもらわないと、美術展というのは5、6年前までに全部決まるわけですからね、途中で指定管理者が変わったんじゃできません。そういう点もどうすればよいのか。理事者が、市長さんなり知事さんなりが交代したら方針が変わるというのは非常に困るわけですね。そういう実態と離れて、ええ加減といったら悪いのですが、普通の公募展をやるのなら簡単ですけども、有名な展覧会をしようと思うと、ずうっと予約条件があるわけで、製作条件があつたりしますので、そういう点も非常に難しい問題があります。今、大阪府市は水道や交通機関について民営化を考えておられるようですが、ぜひこの点は皆さんから十分な議論をしていただきたいと思います。

(上山副会長) 福田委員から資料を出していただいています。

(福田委員) 資料3ということでペーパーを出させていただきました。時間も限られていると思いますので、かいつまんでお話をさせていただければと思います。今年の7月にアイデアを出してくださいというときにらせていただいたものに若干加筆をしたものになっておりまして、1枚目のところは、この場でそんなにくどくどお話する必要はないところだと思います。何でこれを議論することに意義があるのかという観点でいくと、やはり行政が独占的に運営管理しているインフラというのはそれだけでもすごいボリュームがある。数字が行政側から十分に開示されていないところもあるので概算ですけども、私がざっと積み上げただけでも、資産でいうと簿価で200兆円くらい。売り上げでいうと10兆円弱くらいになるインフラが、法律上行政にしか運営できないという前提でこの国には存在している。これが仮に民間にも開放されてくると、一つの新しい産業を作るくらいのインパクトがあるというのがあると思います。

2つめですけども、それはどこの国でも民間に開放されていないのかというと、世界的に見ると、たとえば先ほど堺屋会長からあった上下水道というのは、民間によって経営されている国というのは非常に多く存在をしていますし、道路でもそうです、空港でもそうですけども、日本ではなかなか開放されていませんけども、世界的に見て、民間が経営していて全く不思議はない分野であるというのが2点めです。

3点めとしては、先ほど来議論されておりましたけども、政府の動きに合わせていくことが大事だという観点でいくと、6月に政府が作った成長戦略の中でもこういうものを民間に開放していこうという方針がうたわれている。ただ、総論としてうたわれているだけなので、具体的に自治体で個別にやっていこうというところがいろんなところから出て来ているかということ、そういうわけではない。そういう意味で、総論賛成、各論反対になっているところが、一つ大阪が風穴を開けてくれるんじゃないかという期待感というのは、いろんなところから寄せられているのかなとは思っています。

次の4点めは、最終的にはここで挙げられているようなインフラというのが、官で運営され

るのがいいのか、民で運営されるのがいいのかというのは、価値観にも関わるものですので、地域ごとに議論されて決められるべきことであると思います。ただ、少なくとも現状のように一方的に国が法律で官が運営しなければならないと義務付けるというのは、やはりおかしいのではないかという点です。どちらでもやれるという枠組みができた上で、どう選択するかというのは地域ごとに決定されるというのがあるべき姿なんじゃないかと考えます。これらが、この分野について議論されるべきではないかと考える4つの理由です。

3枚目の方についていただいて、これを進めていく上での制度上の課題が色々残っている状況をお示ししています。現状においても民間の参入が可能なのか明確でない分野として、道路と水道があります。特に道路は完全に法律上できないので、道路を民間に運営してもらうには、法改正してもらうしかないということです。どういうところを変えなきゃいけないかということをいろいろ細かく書かせていただいています。ただ、現状で大阪において道路の運営を民間に任せようという話はないと思うので、ここで議論するかどうかというのは議論の分かれるところかと思います。ただ、水道のほうは、11月に水道の民営化で運営権制度を使って、上下分離で民営化していこうというのを素案として大阪市として出されておられます。水道の民営化を、コンセッションで行う場合、必ずしも法改正は要らないです。1から6に書かれているものは運用上の解釈でできることが多いです。ただ、残念ながら、日本には約1400の水道事業体がありますがけれども、従来、民間によって経営される事業体はほとんどありませんので、個別の公物管理法である水道法であるとか、地方公営企業法、その他の法律で、民間に運営させた場合にどうなるのかという規定がほとんど存在しなかったり、厚労省から解釈が示されていないものが多数あります。この点については、水道局がいろいろ頑張って国と調整しておられます。この場の議論でも、解釈をはっきりして欲しい主張をサポートができれば、水道局の調整を後押しできるのではないかと思います。

たとえば、非常に細かい話ですが、⑥に示した事項。水道法上、民間が水道事業を経営することは認められているのですが、民間がこれを経営した場合、どういう会計処理をするのかは、たとえば電力事業ですと、電気事業法の附則で会計規則というのが作られていて、いろいろ細かな規定があるのですが、水道法上こういう会計基準すらない。制度上、民間が運営できるのですが、実際、民間が運営されることになることが制度上全然想定されていないということでは税制面での影響なども全く読めません。なので、こういう法律までいかなくても、規則を作ってくればすむ話は、やってもらえると前に進んでいくのではないかというところが3枚目です。

加えて、今日事務局の方が整理された資料の中にいろいろ盛り込まれているので、それ以外のところで何か書けるとこないかなというので、3枚目、4枚目で書かせていただいています。4枚目の上の方の矢印で示していますが、従来行政がやっていた事業がなんらかの形で民間に移行していく場合、そこで働いておられる職員の方々は、何らかの形で転籍するか、そのまま行政に残るかを選ぶことになります。ただ現状では、日本でこれをやろうとすると、職員の方に個別同意を取る必要があります。たとえば、大きい公営企業ですと何千人という数の職員がいて、一人ひとりと個別同意を取るというのは、それだけでものすごい事務コストがかさむし、時間もかかって、いつ実現するのか見えないという問題があります。例えば海外では、労働契

約をそのまま今の条件ごと引き継ぐような包括的な承継であれば個別同意は要らないというような制度が存在します。たとえば民営化先進国のイギリス。加えて、イギリスでの制度はEUの指令に基づくので、ヨーロッパ圏では比較的入ってたりします。こういう官から民に事業を移すときの職員の方々のどういう雇用条件で引き継いでいくのかという制度については、もう少し国の側で明確な仕組みを作るべきなんじゃないかというのは、一つ提案として書かせていただいています。あと提案でイコールフットィングと書いているのが下の方にあります。従来、行政がやっていた事業を民間にやってもらおうと議論するときに常に出てくるのが、従来行政がやっていると税金は払わなくすみます。法人税というのは、水道や公営地下鉄といった公営企業では納税義務が無いわけですが、民間がそれを経営するようになると、同じような事業であるにも関わらず、利益を出すと法人税がかかってきてしまう。民間で事業をするのだから税金を納めるのはしょうがないとは言え、法人税は大半が国に入ってしまうということになるわけでありまして、これでは、自治体からすると自分の持っている事業を民間に移行させていけばさせていくほど、従来、国に払っていなかった税金をどんどん払うっていうことになってしまいます。この状況では、運営を民間に委ねることを推進するインセンティブにならないのではないか。これを例えば、民間への移行の努力をした自治体に対して、国に発生した法人税の増税分を、交付税の特例で加算して戻すような仕組みが導入できないか。これが出来れば、自治体からすると、民間活用を進めれば進めるほど、国にお金を持っていかれるというディスインセンティブがなくなるのではないか。今どうやら国の経済財政諮問会議でも、交付税制度を使ってインフラの経営における民間活用を推進するインセンティブ制度をどう設計するかというのが議論しているタイミングのようですので、具体的なアイデアを出すタイミングとしてはよいのではないかと考えまして、個別の提案に入れさせていただいています。長くなりましたけど以上です。

(堺屋会長) どうもありがとうございました。道路、水道の民営化ですけども、芦有道路というのがありましたね。あれはどうなったんですか。

(福田委員) 神戸の道路ですね。あれは道路運送法という法律がございまして、民間による道路の運営というのは、大きくいうと、道路法及び道路整備特別措置法といういわゆる公の道路に関する枠組みと道路運送法という私道の枠組みと大きく二つありまして、芦有道路は後者の私道となっていますので、運送法の仕組みの中でもともと民間が経営できている、例えば伊豆の箱根ターンパイプとかですね、熱海ビーチラインとか、あのへんは全部、運送法上の道路になるので、ここはもともと民間ができるんですけど、公の道路のほうは民間が経営することができないという、そういう整理になっています。

(堺屋会長) 公の道路と民間の道路とはどう違うんですか。

(福田委員) 根拠法が違うだけでなく、もう一つあるのが、公の道路は何らかの形で、たとえば地震が起きたりして被災をした場合、当然、行政が運営している道路なので、国からたとえば交付税の加算や補助金の措置等が期待でき、復旧のためのコストを国がサポートしてくれたりするのがあるんですけども、私道は完全にプライベートな道路になるので、何があっても行政としてそこに対して支援をしないという前提になってきてしまうので、なかなか従来の公の道路として持っていたものを私道の方に移管をしようという議論は現状でいうと進んでいない

というのがあるかと思います。

(堺屋会長) ありがとうございます。これについて何かご意見ございますか。

(上山副会長) 事務局の資料2も、資料3もまことに大事な提案で、私は全面的に賛成で、この方向でどんどん変えていってもらいたいと思う。しかし、カテゴリーを少し整理すると、カテゴリーごとに変え方というか攻め方が違ってくる。資料2の前半はわりと地方自治法のそもそも論のような話があり、最後のほうは、各省庁の縦割りの作用法と自治法の縦横の交錯の関係などがあり、間にあるのが施設関係、公物管理と指定管理、公の施設、このあたりの話です。今の福田さんの話もインフラ関係という意味ではそれだと思う。カテゴリーが全体3種類くらいになっていて、純粋な意味での官官規制の話と、地方自治と縦割り行政の交錯部分の話と、それから施設運営系の話。カテゴリーが違うので、次回までに少し整理していただいて、これも条文別に並べたらいい。新旧対照表で、ここの条文をこう変える、この条を廃止するとかを直接やった方が話が早い。それを世の中に強力に発信して、当然ボックスにも入れる。ボックスに入るかよく分からないところもあるが、公物管理のところはボックスに入ると思う。官官規制と縦横交錯の話はちょっとよく分からないところがあるんですけど。いずれにせよ、これは、日本の規制改革の歴史上盲点になってるひじょうに重要な分野なので、大々的に条文まで突き当たって整理をした方がいい。既に4ページとか条項の洗い出しができてると思うので、この方向でぜひ、法律そのものを問題視するという形での洗い出しをお願いしたい。

インフラ系については、大阪で実際に地下鉄、水道がいろんな検討をしてきた実績があるので、それを踏まえた書き方が必要だと思う。福田さんの部分もややそういう感じになってるし、34ページも、「(参考)」で大阪市の地下鉄、バスとなっていますけども、「(参考)」ではなくて、むしろ実際にいろんなことをやろうとしてぶち当たったんだという実績があるので、これについてはそういう書き方をした方がいい。次回の資料は第1部、第2部に分けていただいて、第1部は、大阪が自主的によりよい自治体になろうと思って、いろいろやったらこういうものにぶち当たりました。主に、指定管理とか公物管理系の話、民営化の話だと思うんですけどね、それを第1部のほうで経験ベースで積み上げて書いていただいて、条文の整理という形で第1部は終わる。第2部は、そもそも地方自治の本旨に照らして今の法律はおかしい、あるいは縦と横と交錯していてとても混乱しているという問題提起。最後また条文で終わる、というような整理をしていただく。その後どう使うかというのは別途議論ですけども、やりやすいと思います。

(小幡委員) 最初に会長の方からありました、指定管理の期間という問題点もありましたので、ちょっと今の点で意見を申し上げさせていただきますと、公の施設はかなりいろいろありまして、これの分類が必要だと思うんです。今、上山副会長からもありましたように、法律を改正しないといけないのと、府市で改善ができるものですね、府市で改善できるものをやはりたくさん提案していきたいと思いますので、公の施設の中で、文化会館とか、実際、指定管理がなされている、あるいは直営だとかいうところと、公の施設を分類していただきたいんです。それによって議論していく方がいいんじゃないかと思います。31ページに事業法との二重規制というのも出ておりますので、二重規制のあるものと、ここにはないもので二重規制のないものですね、それを出していただいて、それをまず分類していただいて、今実際、指定管理になっ

ている、直営になっている、上山副会長がおっしゃたように、府とか市では、これはどういう検討されているということと、そこまで整理していただけると今後どうやっていけばいいかということも意見が出るかなと思います。

一つ付け加えさせていただきますと、指定管理なんですけども、平成 15 年にできた制度でして、それまでは、8 ページに書かれていますように、法改正前は直営ですか管理業務の委託先は公共団体に限られてたんですね。ですから出資法人を作られて、出資法人にいろんな公の施設の委託をしていた。これが 15 年に改正されて、指定管理か直営かということになったのだと思います。ところが、やはり大阪府も市も、出資法人を多くお持ちだったので、急にそこを民間の指定管理にしてしまうと、出資法人が解散ということになるので、今まだ出資法人への指定管理が結構あるんじゃないかと思います。その理由のもう一つは、出資法人がノウハウがあるということですね。だからずっと続いているということがあるのだと思います。指定管理の期間にも及ぶんですけども、先ほどの美術館とか本当に専門的なところは、どうしても長くしないとノウハウが貯まっていけないし、民間も投資ができないというふうに思います。そうではなくて、そんなにノウハウの要らないようなところ、あるいは、もっと自由にしていったほうが良いようなところは、出資法人ではなくて民間のほうに広げていくということもあるかと思っています。

それともう一つは、インフラ系とか P F I とかコンセッションとかも整理していただいているんですが、P F I になると私も選定委員をさせていただいてますが、大規模なものを P F I に出すということになっていきますので、大企業が手を挙げられる施設になっています。美術館とか文化施設とかでしたら、そうではなくて小さい出資法人、公益法人とか、株式会社でも小さいところが引き受けておられるところがあると思うんです。そこをすぐに指定管理を外してしまうと法人自体がつぶれてしまうということもありますので、やはり公の施設を分類していただいて大規模的に展開していくか、あるいは、大阪の文化、スポーツの発展のためにもっと小さいところにも参加してもらえようようなところとか、こういうところの分類で考えていけばいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

(堺屋会長) ありがとうございます。大変いいご意見をいただきまして、ありがとうございます。P F I 法は議員立法でございまして、私がそそのかして作ったんですが、経済企画庁長官のときもめた法律なんですけども、かなりよく機能しているように思うんですが、実際問題としては、法的規制よりも内部の関係で規制されているものがひじょうに多いんですね。いろんな伝統的条件で規制されているのがひじょうに多いので、法改正を国に言ったら、「こうやればできるじゃないか」と逆ネジ食わされることが多いんですよ。そういうのもよく調べていただきたいと思うんですが、たとえば、東京メトロの民営化はどうやってやったかという、どうですかね。

(上山副会長) あれは閣議決定でやったんですね。

(余語委員) 特別法を作ってますよね。

(上山副会長) その後にですね。政治的には閣議決定で終わったんですね。

(堺屋会長) 閣議決定で終われるものか、議会の議決が要るものか、府市だけでできるものか、法改正が無しでもできるということがあるのなら洗い出しておく必要がありますね。「法律的

にはできてるよ」と言われると空振りになりますから。

もう一つは、指定管理者の問題。これは非常に重要だと思うんですね。ものによって違いますし、寄附者とかそういう人との関係をどう考えるかという問題があります。私の聞いているだけでも、大阪に文化施設を寄附したいという人が少なくとも 10 件以上あるんですが、全部そのへんの問題で止まってるんですね。私も 20 年来、磯村市長の頃から議論しましたが、大阪ではなかなかうまく行きません。それは法律の問題ではなしに、いろんな伝統的とかそういう問題があるようです。そのへんをまず整理してもらいたいと思うんですが、なかなか難しいことでしょうね、それぞれ利害関係者がおられますので。どうしたらいいでしょうね。誰かいい知恵がありましたら教えてください。

(小幡委員) 個人的な意見をあえて申し上げさせていただきますと、大阪も文化施設とか欲しいのですが、文化施設に対してはすごく維持管理の費用がかかりますので、寄附をいただいてもその後の維持管理費用とかを考えますと二の足を踏むというところがあるかと思います。大阪市の美術館はもう決まったのでしょうか、中之島美術館の話もあります。かなりの所蔵を持っておりまして、それを一部公開しておりますけども、なかなかすべてを公開できずにいます。保存しておくだけでもたぶん年間 2 億と聞いております。先のことを考えると、新しいものは欲しいようですがなかなか難しい。維持管理費用と責任が。お預かりいただいたものに責任があるということではなかなか慎重になっているような気がいたします。それを解決するためにはどうすればよいのでしょうか。

(福田委員) 先ほどから期間の話が出てきておりまして、必ずしも指定管理者制度そのものは、法律上契約期間が何年でなければならないということを制限していない。ただ一般的に 5 年というのが非常に多いのですが、べつに 5 年でなくてもいい。このへんは総務省からも明確な指針が示されていないので勝手に 5 年だと思っているようなところがあるように思います。延ばすことは制度上できると思います。それは府市の努力の問題だと思います。ただ、小幡先生ご指摘の維持管理費という観点で、行政からの持ち出しがそこに必要なのだとすると、指定管理の期間を延ばしても委託料をそこに 30 年払うかみたいな話が出てきて、債務負担行為等の可否の議論が出てきます。一方で、委託料を市からもらう形ではなく、美術館を単体として利用者から少なくとも維持管理費用くらいは賄えるような形でビジネスモデルが組めると、指定管理の仕組みを応用してもできることはあるのかなというふうには思うのですが、そのくらいの費用を利用者が負担してくれるものなのかどうかというところを考えないといけないことなのかなというふうに思います。

(小幡委員) もう一つは財団を設立していただいて、財団でその運営をしていくという方法はあるかと思います。そうしていただくと、いちばん府市としてはうれしいのかなと思います。

(堺屋会長) 現実に今進行している話でいいますと、新宿区で運営すると年間 6000 万くらいかかる。そのうち 1500 万だけ補助するから、あとは財団で集める。入場料を取るのと寄附を集めるのと、財団設立者が基金を積んでその利子で賄うのと、この 3 つでやろうと。これと同じことを磯村さんのときから何遍も提案しているんですが、大阪市のほうはなかなか乗ってくれない。だからやっぱり地域の区長さんは、地域の要望をすぐ受け取れるという利点があるのかなという気がしていますが、そこは千差万別だと思うんですね。たとえば、写真美術館という

のはキャノンがやっているのがありますが、あれは東京都の土地を利用してキャノンが建てたんですね。それから、ファッションの美術館がミッドタウンにありますね。あれも港区が一部助成金を出している。大部分の運営は自分でやっているという仕掛けになっている。東京とか軽井沢とかいくと、そういうのがごまんとあるわけです。軽井沢だけでも40から50あるんですね。軽井沢で前のソニーの社長をしていた大賀さん、大賀ホールというのがありますが、あれは14億くらいで寄附をすると大賀さんが言って、町長さんがぜひ欲しいと、その代わり大賀という名前を付けてくれと言ったら、寄附者の名前を付けたいいけないというのがあるんですね、それで前の通りを大賀通りと地名を変更して、それで大賀ホールと付けたんですね。運営費のほうは大賀財団と半々持ちでやっている。町民の利用は町がもって、有名なコンサートは大賀財団が年4回やるというような形で、日本国中にはいろんな施設がありますが、法改正をしないでもできることが相当にあると思うんですね。芦有道路は、まだあるんですね、そういう災害のときの対応がなくても道路を造るという人もいますけど、そういうのを多に活用して、その末に法改正を言わないと、先に法改正を言いに行ったら、「おまえのところで、こんなことできるのにやってないじゃないか」と逆ネジ食わされる可能性がありますからね。特に大阪は寄附したいと言ってもなかなか難しいところで有名なんで、美術館もそうですけども、ちょっとそれぞれ担当者の思い入れもあるんでしょうけど、研究の余地があるのではないのでしょうか。

(吉川委員) 最近、自治体どうして協定しあって福祉施設を設ける話があるじゃないですか。杉並区が老人施設を伊豆のほうに、一種の持参金付きで出したらから地元の方も老人福祉施設を受けた。大阪市あるいは他の市町村も、いろんな広域的な自治体間の連携というのは一つのビジネスモデルだと思う。相手があることだから、うまくいくかどうかちょっとわかりませんが、そういう道を追求していくとなにかあるんじゃないか。一つの例としては、東山魁夷さんの美術館というのは、長野県の長野市の善光寺そばにあってけっこう繁盛していて、どういう経緯で長野市が受けたのかわかりませんが、東山魁夷は実はお住まいが千葉県の市川市というところでして、そこは東山魁夷が亡くなる前に奥さんが作品を市役所に寄贈しようと思ったら、さっきと同じで、持ちこたえられないと断ってしまった。今になって長野に移ってほとんどの作品がそこにあってまあ惜しいことをしたと皆が嘆いているわけですが、そのへんの将来の見極めと地域間のうまい連携のスキームを作っていくと何かできるのではないかとアイデアとして感じました。

(堺屋会長) 大阪市にも寄附したいと思う人がだいぶいると思うから、募集してみたらどうかな。今の美術館の計画、中之島の計画でも、あそこに美術館村を作るといったら、ずいぶん応募者があると思うんですね。コアな施設だけは市立で作って、運営基本方針つまり博覧会場と同じで、博覧会規則は市で作るけれども、出展者はそれぞれで、どういう契約になるかやってみるというようなことを考えたらどうでしょうね。何か事務局のほうからご意見ありましたら。

(西山政策企画室理事) ひじょうに大事なご意見をいただきましたので、またそういう方向も考えてみたいと思いますので、またよろしくご指導のほうお願いします。

(堺屋会長) 時間もだいぶ経ちましたので、そろそろ終わりにしたいと思うんですが、このあとどうしましょう。

(堀井副理事) 官官規制につきまして、いろいろアイデア、ジャンルの整理などのご意見をいただきましたので、次回に向けて資料を整えまして委員の方にご相談をさせていただいて、1月28日には提案させていただきたいと思います。

(堺屋会長) 次の会議の前に皆さんにご相談にあがるようにしますけども、この部分で特に私のところに来てくれというのがありましたら、申し出ておかれたらいいと思います。膨大な内容でございますので、全部聞かれても分かることも分からないこともいっぱいありますから、この部分は特に自分のところに来て欲しいという意見があったらおっしゃってください。今でなくても文書で出していただいても結構ですから。

(吉川委員) 福祉分野がビジネスにならないかということが問題意識にありまして、一つの例として、子どもの保育は元々は福祉事業だったわけですが、今はもうそういう意味よりは女性の働く場の機会拡充とか、はるかに意味が変わってきています。ところが依然として児童福祉法の影響が色濃く残ってしまっていて、そのために、けっこう料金に対する規制も厳しいし、いろんな施設や人員に対する規制も厳しいですね。保育所の実際の利用のされ方というのは、子どもの福祉サービス産業として動いているわけですから、これを少し動かすようにできないかとなると児童福祉法が抵触するわけです。そこまで直接言ってもなかなか難しいんですけども、もう少し児童福祉の分野にビジネスが参入できないかという話を市役所の方としたいと思って、事前にお話してあるので、もし詰められれば次回にその話をしたいと思います。

(堺屋会長) 児童福祉と老人福祉はこれからひじょうにこれから大問題。子どもを増やさないといけないと児童福祉は大変なんですけども、ぜひよろしくをお願いします。

水道とか交通とか巨大なものもございますから、今日のペーパーを見る限り、国へ要望することばかりで、自分ですることが非常に少ないような気がするんですよ。よその都道府県、東京でできることが大阪でできないことを全部なくさないといけないと思うんです。それからでないと国に話をしても自分のところがやっていないと言われるだけで。広告規制とか、歩行の規制とか、大阪だけ規制していることがいっぱいあるわけですね。これを全部一回洗い出して、たとえば東京とどんな違いがあるか出してもらったらいいいと思うんですね。そうすると、なぜ歩行者天国がないとか、なぜ広告規制がこんなに厳しいとか、なぜ空中権の販売がこんなに厳しいとかいっばい出てくると思うんですよ。それはべつに国の法律ではなくて、よその都道府県ではやっていることですから、なぜかという理由、大阪だけはこういう理由で難しいんだということが出てくると思うんですね。一つそういうことをやってもらいたいと思うんですがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。この会議の注文として、そういうこともやっていただきたいと思います。ほかに何かございますか。なければ今日の会議はこれで終わりたいと思います。

(堀井副理事) ありがとうございます。長時間のご議論ありがとうございます。次回第6回の開催日程は、年明けの1月28日火曜日を予定しております。詳細については別途ご案内申し上げますのでよろしくお願いいたします。その際に、今日の宿題を踏まえまして、あと、建築、土地利用、雇用等規制についてのご議論をお願いしたいと思っております。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。堺屋会長、委員の皆様長時間ありがとうございました。

